

鳥取県訓令第6号

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県ウェブサイト運用管理規程（平成22年鳥取県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（助言及び指導）</p> <p>第8条 <u>IT統括監（企画部に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）</u>は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（助言及び指導）</p> <p>第8条 <u>企画部参事監（情報技術に関する統括事務を行う者に限る。以下「IT統括監」という。）</u>は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。